

# 秋田市において出張して理・美容を行う場合の 衛生等指導要領

## 第1 目的

理容師法（昭和22年法律第234号）第6条の2ただし書および美容師法（昭和32年法律163号）第7条ただし書で規定する理・美容所以外の場所で業を行う場合（以下「出張理・美容」という。）における、衛生上の指導等について要領を定め、理容師法および美容師法の円滑な運営を図り、もって公衆衛生の向上に資することを目的とする。

## 第2 指導方針

出張理・美容の業を行う場合の衛生上の措置について、秋田市保健所長は営業者に対し事前の指導を行うことで衛生の確保を図るものとする。

## 第3 衛生等指導事項

### 1 作業環境

- (1) 不特定多数が利用する施設等において出張理・美容を行う場合には、作業および衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- (2) 作業場の床および腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- (3) 作業場内は、不必要な物品等が近くにないところが望ましいこと。
- (4) 作業場内の採光、照明および換気を十分にすること。

### 2 携行品

出張理・美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- (1) 洗浄および消毒済みのはさみ等の器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの

- (2) 使用済みのはさみ等の器具を安全に収納できるもの
- (3) 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- (4) 外傷に対する救急処置に必要な薬品および衛生材料
- (5) 手洗いに必要な石ケン、消毒薬等
- (6) 蓋付きの毛髪、汚物入れ等（施設等の現地において処理できる場合はこの限りではない。）

### 3 管理

#### (1) 作業環境の管理

ア 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。

イ 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

#### (2) 携行品等の管理

ア 洗浄および消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケース等に保管すること。

イ 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）およびかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

#### (3) 従業者の管理

営業者は、常に従業者の健康管理に注意し、従業者が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業者を作業に従事させないこと。

### 4 衛生的取扱い等

(1) 作業室には、施術中の客および介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。

(2) 作業中、従業者は清潔な外衣（汚れが目立ちやすいもの）を着用すること。

(3) 従業者は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前および作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。

(4) 作業場においては、喫煙および食事をしないこと。

- (5) 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- (6) 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- (7) 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- (8) 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- (9) 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- (10) 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- (11) 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- (12) 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- (13) 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替え又は洗浄し、常に清潔にすること。
- (14) 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指および使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。
- (15) パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品および化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

## 5 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

## 6 自主管理体制

### (1) 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に

該当しない営業者が出張理・美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理・美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

(2) 衛生管理要領の作成および周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理・美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、作業員に周知徹底すること。

#### 第4 確認等の取扱い

- 1 出張理・美容の営業者は、店舗（店舗を持たない場合は居住地）を管轄する保健所において、「第3 衛生等指導事項」に掲げる各事項について事前に指導を受けること。ただし、生活衛生同業組合で実施する同様の講習会を受講した場合、その受講者名簿をもって事前指導に替えることができる。
- 2 秋田市保健所長は、事前指導の受講状況について台帳に記録するものとする。
- 3 店舗を持たない者が出張理・美容の業を行う場合、秋田市保健所長は1の事前指導にあわせて、次の事項を確認するものとする。
  - (1) 理容師免許又は美容師免許（業を行う場合は、免許証の写しを携帯すること。）
  - (2) 器具等の携行品
  - (3) 蓋付きの汚物箱および毛髪箱
  - (4) 伝染性疾病の有無に関する医師の診断書
- 4 秋田市保健所長は、3について確認したときは速やかに、無店舗営業者台帳（様式1）を作成し管理するものとする。なお、衛生保持の観点から、出来るだけ店舗への従業者登録をするよう指導するものとする。

附 則

この要領は、平成15年6月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年12月20日から施行する。